

西東京市ファミリー・サポート・センター会則

（名称）

第 1 条 本会は、西東京市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

（事務所）

第 2 条 センターは、事務所を東京都西東京市中町 1－6－8 社会福祉法人西東京市社会福祉協議会内に置く。

（センターの目的）

第 3 条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者（以下「サポート会員」という。）と、育児の援助を受けたい者（以下「ファミリー会員」という。）を組織化し、相互援助活動を行うことにより、安心して育児ができる環境作りと児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（センターの業務）

第 4 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- （１）会員の募集、登録その他の会員組織業務
- （２）相互援助活動の調整業務
- （３）会員が相互援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務
- （４）会員の交流を深め、情報交換の場を提供するために行う交流会開催業務
- （５）会員及び関係機関との連絡調整業務
- （６）広報紙を発行する等の広報業務
- （７）その他センターの目的を達成するために必要な業務

（センターの事務局）

第 5 条 前条の業務を行うため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局に代表者を一人置き、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局にアドバイザーを置く。

（会員）

第 6 条 会員は、センターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者であってセンターの承認を得た者とする。

- （１）会員は、相互に援助活動を行う。
- （２）会員は、相互援助活動に関して会員間で交わした約束事項を守る。
- （３）会員は、援助活動により知り得た他の会員の家庭の事情等については、秘密を漏らしてはならない。センターを退会した後もまた同様とする。

（入会）

第 7 条 会員として入会しようとする者は、次の手続きを行うものとする。

(1) ファミリー会員として入会しようとする者は、育児の援助を受けたい、市内在住の0歳から小学校6年生の子どもを育てている保護者で、センターの実施する説明会に参加した上で、ファミリー会員登録書によりセンターに入会申し込みできる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(2) サポート会員として入会しようとする者は、育児の援助を行いたい者で、市内在住の20歳以上の心身ともに健康な者で、センターの実施する講習会を修了した者でなければならない。

2 入会を認めた者には、別表1に定められた会員証を交付するものとする。

(保険)

第8条 会員は援助活動中の事故に備え、センターが指定する保険に一括して加入するものとする。

(会員証の有効期限)

第9条 サポート会員の会員証の有効期限は、最初に到来する奇数年度の3月31日とする。ファミリー会員の会員証は、会員資格がある限りにおいて有効とする。

(更新)

第10条 第9条に定める期限から引き続き会員登録するときには、会員の要件及び継続の意向を確認のうえ、更新するものとする。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、退会届をセンターに提出するとともに、第7条に定める会員証を返還しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(アドバイザー等)

第12条 センターの円滑な運営を図るため、アドバイザー及びサブリーダー（以下「アドバイザー等」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、第4条に規定する事業の実施に当たるほか、次に掲げる業務を行う。

(1) 会員の育成および指導等に関すること。

(2) 事業の事務処理に関すること。

3 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡、調整等を行う。

(相互援助活動の対象)

第13条 援助活動の対象者は、育児の援助を必要とする満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）とする。

2 1人のサポート会員が預かる対象児童は、1人とする。ただし、2人の対象児童が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該対象児童2人を預かることができる。

(1) 対象児童それぞれが小学生である場合

(2) 小学生の対象児童及び当該対象児童の兄弟姉妹であって4歳以上である場合

（相互援助活動の内容）

第 14 条 会員が相互援助活動として行う援助は、恒常的な又は臨時的な次のものとする。

- （１）対象児童の送り迎え
- （２）対象児童の預かり
- （３）その他、必要と認められる援助

2 子どもを預かる場合は、原則としてサポート会員の自宅で行う。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

3 援助活動は宿泊を伴わないものとする。

（事業の実施時間）

第 15 条 相互援助活動は、午前 6 時から午後 11 時までとする。（1 時間を単位とする。）

（実施方法）

第 16 条 相互援助活動を受けようとするファミリー会員は、事務局に、援助の内容、日時などの詳細を説明し、サポート会員への連絡調整を申し込む。

2 前項の申し込みを受けた事務局は、申し込み内容にふさわしいと認められるサポート会員に連絡してその意向を確認のうえ、ファミリー会員に紹介する。

3 前項で紹介を受けたファミリー会員及びサポート会員は、事前顔合わせをしたうえで合意したときには援助について契約を行う。この場合において、ファミリー会員はあらかじめ契約した以外の援助を求めてはならない。

4 ファミリー会員は、前項の契約に基づく申し込みをしたとき、または申し込み内容を変更しようとするときには、センターに連絡しなければならない。

5 援助を行ったサポート会員は、相互援助活動の記録を作成し、ファミリー会員の確認を受ける。

6 前項を確認したファミリー会員は、相互援助活動の実施時間に応じた利用料金をサポート会員に支払うものとする。この際、相互援助活動に伴う交通費等の経費がある場合には、その実費も併せてサポート会員に支払う。

7 サポート会員は、活動した月の翌月 5 日までに、前項の記録を事務局に提出する。

（利用料金）

第 17 条 相互援助活動の利用料金は、別表 2 に定められた基準によるものとする。

（補則）

第 18 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については本会会長が決定するものとする。

附則 この会則は、平成 14 年 2 月 8 日から施行し、平成 13 年 7 月 1 日から適用する。

附則 この会則の改正条項は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則の改正条項は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則の改正条項は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則の改正条項は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則の改正条項は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この会則の改正条項は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

写真貼付

上記の者は、西東京市ファミリー・サポート・センターのサポート会員であることを証明します。
西東京市ファミリー・サポート・センター

サポート会員証

会員No.
氏 名
生年月日 年 月 日
発行月日 年 月 日
有効期限 年 月 日



ファミリー会員証

会員No.
氏 名



上記の者は、西東京市ファミリー・サポート・センターのファミリー会員であることを証明します。
年 月 日
西東京市ファミリー・サポート・センター

1. 援助の依頼及び協力は、センター事務局を通して行ってください。

2. この会員証は活動中常に携帯してください。

3. 会員証の内容に変更が生じた場合、または紛失した時はすぐにセンター事務局に連絡してください。

4. この会員証は他人に貸与し、または譲渡しないでください。

5. 退会する時は必ずこの会員証をお返してください。

西東京市ファミリー・サポート・センター事務局
〒202-0013 西東京市中町 1-6-8 保谷東分庁舎内
0 4 2 (4 3 8) 4 1 2 1

1. 援助の依頼及び協力は、センター事務局を通して行ってください。

2. この会員証の内容に変更が生じた場合、または紛失した時は、すぐにセンター事務局に連絡してください。

3. この会員証は他人に貸与し、または譲渡しないでください。

4. 退会する時は必ずこの会員証をお返してください。

西東京市ファミリー・サポート・センター事務局
〒202-0013 西東京市中町 1-6-8 保谷東分庁舎内
0 4 2 (4 3 8) 4 1 2 1

別表2

西東京市ファミリー・サポート・センターの利用料金等に関する基準

西東京市ファミリー・サポート・センター会則第 17 条に係る利用料金は次のように定める。

1. 利用料金

平日	午前 6 時～ 午前 8 時 30 分	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 11 時
	1, 0 0 0 円	800 円	1, 0 0 0 円
土・日・祝日 年末年始	午前 6 時～午後 11 時		
	1, 0 0 0 円		

※年末年始期間：12 月 29 日～1 月 3 日

2. 算定方法

- ① 最低 1 時間からの活動とし、1 時間を越える場合は、時間単位で加算する。ただし、1 時間を超えて分単位の端数が生じたときは、30 分未満の端数は 30 分とし、30 分以上 60 分未満の端数は 1 時間として計算する。
- ② 平日の活動の開始が午前 8 時 30 分の前及び午後 5 時以降の場合は、1 時間 1, 000 円で計算する。
- ③ サポート会員が自宅を出て対象児童を預かりに向かう時間は援助活動に含まれるものとする。
ファミリー会員が子どもを引き取り、サポート会員が帰宅する時間は活動に含まれないものとする。
ただし、市外で活動が終了した場合には、サポート会員の往復移動時間が活動に含まれる。
- ④ 小学校就学以上の兄弟姉妹に限り、2 人目は半額とする。
兄弟姉妹の利用時間が違う場合は、時間の短い方が 2 人目として計算するものとする。
- ⑤ ファミリー会員が初回の顔合わせと異なる依頼をしたいときは、確認活動として依頼をし、通常の活動依頼と同様の料金が発生する。
- ⑥ ファミリー会員とサポート会員の初回の顔合わせが 2 時間以上かかる場合は、2 時間以降は活動依頼として料金が発生する。
- ⑦ サポート会員がやむを得ない理由により活動時間を満たせなかった場合は、実質の活動時間を 15 分単位で計算する。

3. 取消料

災害発生等の市長がやむを得ないと認めた場合を除き、ファミリー会員の都合で当日になって利用を取消したとき（サポート会員を変更する場合を含む。）は、取消料をサポート会員へ支払うものとする。（原則としてファミリー会員が届けるものとする。）

① 前日までの取消し	無 料 (活動日の日付に変わる前であれば前日扱いとする。)
② 当日の取消し	取消料 800 円 (1) サポート会員へ連絡をし、確認がとれた場合とする。 (2) 2. 算定方法の④に規定する 2 人目の対象児童にあつては、半額とする。
③ 無断の取消し・依頼時間開始以降の活動時間の短縮	予定時間数に対する利用料金全額 (連絡が取れずにサポート会員が活動に出向いてしまった場合も含む。)